かめおか「セーフティドライブ」プロジェクト運用規程

(目的)

第1条 交通事故から市民一人ひとりの大切な命を守ることを目指し、日常生活の中で、決められた速度や交通ルールを遵守し、安全走行(セーフティドライブ)に努める市民ボランティア(以下「セーフティドライバー」という。)を募集し、市内における "交通安全の緩やかなネットワーク"を広げ、交通事故「0」を目指すことを目的とする。

(セーフティドライバーの活動内容)

第2条 決められた速度や交通ルールを守り、安全運転を心がけること。

2 セーフティドライブを行う際は、シンボルマークステッカーを貼付すること。

(申請)

第3条 セーフティドライバーへの登録希望者(以下「申請者」という。)は、かめおか「セーフティドライブ」プロジェクトセーフティドライバー登録申請書(別記第1号様式)に必要事項を記入し、亀岡市セーフコミュニティ推進協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

ただし、会長が認めた場合は、申請書に記入して提出する以外の方法により申請をすることができる。

(認定)

- 第4条 会長は、申請書を受理したときは、申請内容を審査し、かめおか「セーフティドライブ」プロジェクトセーフティドライバー認定通知書(別記第2号様式)とシンボルマークステッカーを申請者に交付することとする。
- 2 セーフティドライバーは、車両後部等にシンボルマークステッカーを貼付することと する。

(変更・取消)

第5条 セーフティドライバーは、申請内容の変更又は取消を行う場合は、かめおか 「セーフティドライブ」プロジェクトセーフティドライバー(変更・取消)申請書(別記第 3号様式)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年7月21日から施行する。

ただし、本事業の運用については、平成29年9月21日から施行する。